

安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成18年 7月 3日 制 定
平成30年 3月 27日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「岡ト協」という。）が行う事業用トラックの事故撲滅対策の一環として、事故防止並びに飲酒防止を図るため安全装置等（以下「装置」という。）の導入を促進するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、第3条に定める装置を新たに事業用貨物自動車に取り付ける会員事業者（以下「申請者」という。）とする。

(助成対象装置)

第3条 助成の対象となる装置は、次に掲げる装置とする。

- (1) 後方視野確認支援装置は、別表1に定めるもの。なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。
- (2) 側方視野確認支援装置は、車両総重量7.5トン以上の中型自動車及び大型自動車の左側に装着された別表2に定めるもの。なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。
- (3) 呼気吹き込み式アルコールインターロックは国土交通省の技術指針に適合しているものとし、別表3に定めるもの。
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、別表4に定めるもの。なお、安全性優良事業所（Gマーク事業所）が導入する場合に限り助成対象とする。

(助成額)

第4条 助成金額は、次のとおりとする。ただし、国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施する。

- (1) 後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置については、1台あたり購入価格の1/2上限2万円とし、両装置の機能を有する場合、また、両装置を併せて導入した場合には上限4万円とする。

- (2) 呼気吹き込み式アルコールインターロックについては、1台あたり購入価格の1/2上限6万円とし、1会員あたり2台を上限とする。
- (3) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器については、1台あたり購入価格の1/2上限2万円とする。

(装置の装着)

第5条 助成の対象となる装置は、当該年度4月1日以降3月15日までに装着を完了し、当該年度3月15日までに支払いが終了するものでなければならない。

(交付申請)

第6条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、「安全装置等導入促進助成金交付申請書」(様式1)を、当該年度2月末日までに岡ト協に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。
- 3 予算額に達した場合は、申請受付を締め切る。

(交付決定)

第7条 岡ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、「安全装置等導入促進助成金交付決定通知書」(様式2)により申請者に通知する。

- 2 岡ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 申請者は、装置の装着が完了したときは、「安全装置等導入促進助成金実績報告書」(助成金交付請求書)(様式3)により、当該年度3月15日までに岡ト協会長に対して助成金を請求する。

- 2 前項の報告に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第9条 岡ト協は、前条の「安全装置等導入促進助成金実績報告書」(助成金交付請求書)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、申請者に対して、助成金を交付する。

(申請の変更又は取下げ)

第10条 交付決定後、申請の変更又は取下げをするときは、申請者は、速やかに「安全装置等導入促進助成金交付申請(変更・取下)届出書」(様式4)を岡ト協

に提出し、その指示を受けなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 申請者は、交付対象となった装置が1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、岡ト協が別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は平成18年7月3日より施行する。

本要綱は平成19年4月1日より施行する。(平成19年5月15日改正)

本要綱は平成20年4月1日より施行する。(平成20年5月9日改正)

本要綱は平成21年4月1日より施行する。(平成21年5月7日改正)

本要綱は平成22年4月1日より施行する。(平成22年5月7日改正)

本要綱は平成23年4月1日より施行する。(平成23年3月28日改正)

本要綱は平成24年4月1日より施行する。(平成24年3月27日改正)

本要綱は平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月25日改正)

本要綱は平成26年4月1日より施行する。(平成26年3月26日改正)

本要綱は平成29年4月1日より施行する。(平成29年3月24日改正)

本要綱は平成30年4月1日より施行する。(平成30年3月27日改正)